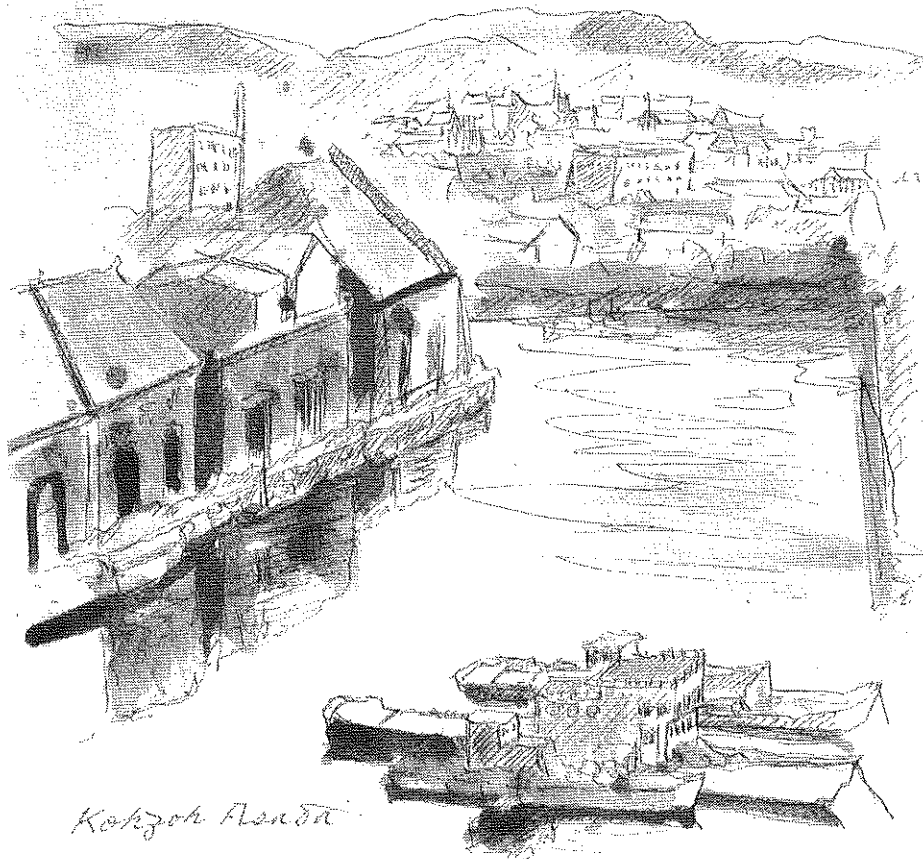


会報

平成2年11月25日 第181号 隔月1回発行

# 行政ほっかいどう '90.11



「小樽運河」札幌支部所属（西区）朝田廣三会員

あなたの街の行政書士は  
いつも身近な相談相手

北海道行政書士会



## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



## 目次

|                          |                       |    |
|--------------------------|-----------------------|----|
| 〈業務資料〉                   |                       |    |
| 改正商法について .....           | 日本大学商学部教授 根田 正樹 ..... | 3  |
| 平成2年度行政書士全国研修会の概要 .....  | 業務研修部理事 佐藤 隆一 .....   | 10 |
| プリバード・カード法の概要 .....      |                       | 12 |
| 〈法制定40周年記念式典〉            |                       |    |
| 室 蘭 支 部 .....            |                       | 13 |
| 旭 川 支 部 .....            |                       | 15 |
| 宗 谷 支 部 .....            |                       | 16 |
| 〈研修会報告〉                  |                       |    |
| 道東四支部交流会を訪ねて .....       | 編集員 滝沢 俊行 .....       | 17 |
| 〈お知らせ〉                   |                       |    |
| 全国監察担当者協議会に出席して .....    | 監察部理事 高橋富士雄 .....     | 18 |
| 道路交通法施行令の一部を改正する政令 ..... |                       | 19 |
| 労務関係業務の取り扱いについて .....    |                       | 19 |
| 本会の主要行事 .....            |                       | 20 |
| 支部のうごき .....             |                       | 21 |
| 〈ひろば〉                    |                       |    |
| 北海道の発展を憂う会員より .....      |                       | 22 |
| 文庫本 .....                | 留萌支部 橋本 雄一 .....      | 23 |
| 編集後記 .....               | 森 一雄 .....            | 25 |

東京会報「行政書士とうきょう」1990年9月号から職載しました。

## 「改正商法について」

日本大学商学部 教授 根 田 正 樹

改正商法が去る6月29日成立をみました。商法は行政書士業務にあつて身近かな法律であり、この度の改正は最も関心のあるところ です。本稿は、日本大学商学部教授で商法ご専攻の根田正樹先生が、去る7月12日行政書士経営会計研究会において講演されたものを掲載いたします。以下講演内容です。

ご紹介いただきました日本大学の根田でございます。

去る6月22日、「商法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決・成立しました。これにより、公布日の6月29日より起算して1年内の政令で定めた日より改正商法が施行されることになったわけです。

今日はその改正商法について、その概要や趣旨、あるいは問題点等を、改正前の商法と比較しながらお話ししたいと思います。

### 1. 商法改正の経緯とその背景

ご承知のように、商法及び有限会社法は、会社の組織形態について規定する基本法であり、そこでは4つの会社形態が設けられています。商法は、合名会社、合資会社、株式会社について、有限会社法は有限会社について、それぞれ規制しております。会社の利用状況をみますと、株式会社で約100万ぐらいでしょうか、有限会社は90万社、合資会社が3万社、そして、合名会社は6千社位ではないかと思ひます。果たしてこれが商法の考えた理念的な会社形態に適合している実態を持っているかどうかということが、実は問題であったわけです。

今回の商法改正の契機は、大規模株式会社の粉飾決算事件に起因する監査システムの強化が問題にされた昭和49年商法改正にさかのぼります、その中で、今申し上げたような実態が、果たして商法のねらいとうまく適合しているかどうかが問題とされ、それを踏まえて、商法の根本改正という作業に入りました。この間、株式や機関に関する昭和56年改正がありました、これも終わり、いよいよ大小会社の区分規制ということが問題になったわけです。

それでは大小会社区分規制が必要とされるのはいかなる理由や問題によるものなのだろうか。これは、根本的には商法の理念と利用状況とのギャップが放置できない事態にいたっているという認識によるものといえます。

具体的に申し上げますと、第1は、恒常化された違法状態の解消の要請であります。

株式会社は、多数の人から株式を通じて資金を調達し、大規模な事業を営んでいくというねらいを持った会社形態です。そのために商法は厳格な法規制をしております。にも拘わらず、小規模株式会社が圧倒的な数を占めており、商法の規定に従った会社運営が期待できない現実がある。例えば、株式会社は、株主総会の後、いわゆる計算書類の公告を義務づけられていますが、しかし、実際に官報や新聞を見ますと、公告している会社はほとんど見当たらない。つまり、商法の立場からいいますと、違法状態が恒常化しているといつてよろしいわけです。その違法状態の恒常化をそのまま放置しておくことは、法治国家と

して大変問題となります。

第2は、債権者の保護の要請であります。

株式会社は、会社財産だけが債権者の引当てとなっており、株主は会社債務につき一切の責任を負わないという建前になっています。ところが、金融機関のように会社に対して優越する債権者は、それだけでは債権保全が十分でないときは、代表取締役や大口の株主などから個人保証を取るのが通例です。しかし、そうでない小口の債権者、例えば売掛債権者は担保権を有する債権者の弁済が済んで、なお残余の財産がある場合にのみ弁済をうけることしかできない立場にあります。このように「株主は有限責任」であるという建前をとっている会社形態を利用していながら、十分な資本を有しなかったり、財務情報を開示しなかったりするの、会社債権者保護に欠けるとして、債権者保護のための規制を強化すべきではないかという要請が生まれてきたわけです。

第3は、資金調達合理化の要請であります。

今まで述べましたことは、中小株式会社の実態に適合した法規制をどのようにすべきかという問題ですが、これはむしろ、この度の改正作業の中で、経団連を中心とした大規模会社側の、資金調達の一層の機動化という要請から今回の改正の中に盛り込まれてきたものです。ですから、厳密には、1番、2番は本来の大小会社区分規制の問題であり、3番がその中で附随的に出てきた問題であるといつてよろしいのではないかと思います。

そこで、小規模閉鎖会社規制の合理化に関する改正点、次いで、債権者保護の規制強化に関する改正点の順でお話をし、時間がありませんでしたら、社債の発行の枠拡大という問題に入っていきたいと思つています。

## 2. 会社設立手続きの簡素化

さて、株式会社の設立の手続きについては、相当大きな改正がなされました。これは会社設立手続の簡素化という要請に対応するものです。

第1は、我が国で初めて「一人会社の設立」

が認められたということでありまふ。

改正前の商法165条は、株式会社を設立するためには発起人は7名以上いることを要するとなつておりました。しかし、設立した会社の株主の員数については、商法はその下限を特段設けていません。したがつて、株主がたった1人の会社も少なくないわけです。このような会社を一人会社と呼んでいます。合名会社、合資会社、有限会社の場合には、社員が1名になった場合には、これは解散原因とされています。ところが、株式会社に限つてはそういう規定がない。このため学説上争いのあつたところでは。

そこで、改正商法は、発起人の7名という員数の下限を最初から撤廃し、発起人が1人であっても株式会社の設立は認めるということになりました。こうすることによつて、今までは名目的な発起人の数を集めるという手間暇がかつたわけですが、これで100%子会社をつくるのが非常に容易になつたといえます。それから、発起人としての名義借りという無理をしなくても会社設立ができるという意味で、実態にむしろ適合させたものといえます。この辺は、従来から判例とか学説が指摘していたことをそのまま受けて、一人会社の存在を認めるということになつたわけです。

第2は、「会社設立経過の調査の簡略化」であります。これは、できるだけ会社設立がスムーズに行えるようにしようということの一環として、裁判所選任検査役の調査の省略という簡素化がなされたわけです。

商法は、これまで設立段階から会社の資本の充実を図らせるために、現物出資や財産引受のように、会社財産に影響を与えるような行為については厳格な法規制をしてきました。これは、有限責任社員だけで構成される株式会社では、会社財産のみが会社債権者にとって引当てとなるものであり、債権者保護の観点から、少なくとも資本に見合うだけの実質財産の確保をはからなければならないから

です。しかも、常にそういう状態でなければいけない。これは会社が成立し運営されているときは勿論であります。設立段階からその要請があるわけです。この要請を資本充実の原則とか資本維持の原則と呼んでおります。

そこで現物出資や財産引受であります。まず現物出資は金銭以外の財産による出資のことを意味します。また財産引受は会社の設立を条件として会社が財産を譲り受ける行為をいいます。この点につき、改正前の商法は、金額の多寡にかかわらず、あらかじめ原始定款に記載し、しかも裁判所選任の検査役の調査を受けなければならないとしていました。こうすることによって、例えば現物出資の場合には、過大な評価をすることによって表示資本額と実質財産との間に食い違いが生じるという事態を回避しようということになったわけです。

しかしながら、現物出資の場合には何が何でも裁判所選任の検査役調査を得なければならぬとなりますと、非常に手続が複雑で、しかも裁判所の干渉という問題が出てきますので、現物であれば出資してもよろしいという資本家を集めることは事実上困難であったといえます。そこでもっと出資しやすいようにという趣旨で、裁判所選任による検査役の検査を最小限度に抑えることにしたわけです。つまり、この度の改正法では、裁判所選任による検査役調査を受けなくてもよろしいという例外を、今回3つほど設けたわけです。第1は、少額免除であります。出資される目的物が500万円以下であり資本の5分の1以内におさまっているものであるならば、これは免除してもよろしいということであります。第2は、有価証券免除であります。これは、取引所の相場のある有価証券であるならば、一応公正な価格があるわけですから、仮に裁判所の選任による検査役が調査するにしても、一応その相場を基準にして判断せざるを得ない。ですから、有価証券に対する過剰な評価、

過大評価ができないだろうということから、検査役の調査から外しています。第3は、不動産免除であります。これは今回の改正ではポイントになると思いますが、一応不動産評価額の相当性について弁護士の証明があるならば、これは検査役の調査を受けなくてもよろしいとしています。ただ、その場合でも、一応不動産鑑定士からの鑑定は必要とされますが、裁判所の調査はないわけですから、随分と手続きが簡素化されたといえます。こうすることによって、現物による資本参加ということが非常に容易になり、会社の設立も今までよりは随分容易になるのではないかと思われます。

次に設立費用の問題です。会社をつくる場合には、例えば定款の認証手数料、公証人による定款認証費用、募集設立の場合の払込取扱銀行に支払う手数料、事務所を借りる費用、事務員を雇入れる費用など設立に伴い当然に出費を余儀なくされるものが少なくありません。改正前の商法は、これらを定款記載事項にし、裁判所選任の検査役の調査を義務づけていた。その趣旨は、設立費用が余りにも大きいと、設立後の会社に非常に大きな負担を強いることになり適当ではないという配慮から、国家が後見的な役割を果たすということにしていたわけです。

しかしながら、考えてみますと、例えば定款の認証手数料や払込取扱銀行の報酬も、きまっているわけですから、恣意的にその数字を大きくして設立後の会社に過大な負担を強いるようなことは考えられない。そこで改正商法は、会社設立に当然に要する費用については設立後の会社の当然の負担にすべきであるとする考えから、裁判所選任の検査役調査を省略することにしたといえます。

第3は、発起設立における検査役調査の省略であります。

ご承知のように会社の設立には発起設立と募集設立の2つの形態があります。発起設立

は、発起人だけで株式をすべて引き受けるといふ形態であり、募集設立は、発起人以外の人からも株式引受人を募集しようとする形態です。しかし、これまでは圧倒的に募集設立が多く利用され、発起設立の利用はほとんどみられません。これは、商法が、発起設立の場合には、金銭出資のみであっても、裁判所選任による検査役の調査が義務づけていたことによるものといえます。これは恐らく、発起人だけでの設立には十分な相互の監視が期待しえないことに起因しているといえます。

しかし、株式会社は、資本の額に見合う財産が確保されていれば、問題は生じない。したがって裁判所の介入も考える必要はないといえます。そこで、このたびの改正では、発起設立の場合であっても株式の払込は銀行や信託会社にするとし、同時に金銭出資のみの場合は、検査役調査は必要ではないとしています。もっとも、会社の設立の乱用事例は決して少なくないわけですから、この点に関しては、発起人や取締役・監査役に調査義務を課し、裁判所の検査を省略するかわりに、会社の運営に携わる人や設立に携わる人に、厳しい責任を課していく方向がとられたといえます。これにより、発起設立の利用が容易なものになるといえます。

第4は、事後設立であります。

これは、会社が成立後2年以内に、会社設立以前から存在する財産で営業のために継続して使用すべきものを、資本の20分の1以上の対価で取得する契約をいいます。従来、事後設立は現物出資や財産引受規制の脱法手段として利用される場合が少なくなかった。つまり、今までの商法の規制によりますと、現物出資や財産引受という、資本の充実を害するおそれのある行為については、裁判所のチェックが入った。ところが、会社が設立して1年経過した後に、以前からの約束に基づいて、会社が設立される以前から存在する不動産その他の物を買収することがあります。こ

れは、現物出資や財産引受についての裁判所のチェックを回避する目的でなされることが多いといえます。これ自体は悪くはないですが、先ほどから申し上げているように、設立後の会社に過大な負担を強いる可能性を生じます。今までの規制では、株主総会の特別決議で足りるとしていましたが、しかし、それだけでは十分なチェックとはいえないところから、改正商法は、事後設立については裁判所選任による検査役の調査を課すことにしたわけです。

このように改正商法は、一方では、会社設立手続を非常に簡素化しています。しかし、同時に、資本の充実にかかわることについては、会社が設立する前の段階から厳格な規制を設けているところに特徴が見られるといえます。

### 3. 譲渡制限付株式と取得の承認

小規模な会社の多くは、定款で株式の譲渡制限をしています。そのような会社の株式を取得した者をどのように保護するか、言い換えると、閉鎖会社の株主の投下資本回収をどのようにして保障していくかということが実務上問題とされていました。

改正前では、譲渡制限をしている会社においては、まず譲渡しようとする株主は、取締役会に対して譲渡の相手方の名前を具体的に特定し、その者への株式譲渡の承認を求め、承認しないときは、株式買取人の指定を請求をするという仕組みになっていました。そして、2週間以内に指定の通知なきときは、譲渡の承認があったものとみなすことになっていました。しかし、譲受人を明示しない譲渡の承認請求については明文規定はない。そこで今度の改正法では、単なる譲渡のみの承認請求をし、そして2週間以内に指定の通知がないときは、譲渡の承認ありとみなす、という形で改正したわけです。ですから、閉鎖会社といいますが、譲渡制限をしている会社の株主は、従前と比べると投下資本の回収をよりしやすくなるといえます。一方、会社側からしますと、2週間以内に対応をしないと、取

締役会が承認したとみなされますから、株主から譲渡承認請求があった場合には、速やかに他の買い主を手当しないと、その譲渡は有効ということになり、閉鎖性の維持も困難になることが予想されます。

次に譲渡制限株式を取得した者からの取得承認請求権の法定です。これは、譲受人からの譲渡承認請求があった場合どうなるかという問題にかかわるものです。今までは、競売や公売を原因として株式を取得した者については、その者から直接取締役会に対して取得の承認請求をなし得ることは認められていたわけです。しかし、これ以外の原因によって株式を取得した者が取締役会に対して、直接に株式取得の承認請求をすることができるかどうかは明らかではありませんでした。ところが、改正商法では、競売などと同時に、株式取得の請求が出来ることになり、したがって、取締役会としては2週間以内に株式買受人を手当しないと、会社の閉鎖性を維持できないことになりかねないといえます。

#### 4. 閉鎖会社の新株発行と株主の新株引受権

さて、「新株の発行」に入りたいと思います。これも、小規模な閉鎖会社の規制合理化の一環として改正されたものであります。

既に成立した会社が株式を発行して資金を調達する場合を新株発行といいますが、その発行した株式をだれが引き受けるかということについては、特に商法は定めておりませんでした。取締役会の判断で自由に割り当てができるとしていたわけです。したがって、定款の定めや取締役会の決議で、会社が新株を発行する場合には、当然に現在の株主はその引受権があるとされている場合に限って、株主は新株引受権を保有するというものになっていたわけです。ですから、定款で新株引受権が明定されてない、取締役会決議もないという場合には、専ら取締役会は現在の株主以外の者に対して株式を割り当てることができた。

しかし、これですと、いろいろな問題が出

てきます。株式会社での支配権は持ち株比率で決定され、50%を超える株式を有したときは会社の支配権を取得しますが、小規模な閉鎖会社では、ちょっとした株式保有比率の変動が生じただけで、会社支配権が簡単に移行してしまう場合があります。例えば、会社の多数派が、自派の持ち株比率を高めることができれば会社の完全な支配権を得ることも可能となります。つまり、これまで、その本来の資金調達という目的ではなく、会社支配権の争奪という目的のために、新株発行が比較的に利用された場合が少なくありません。これは、商法の理念とは全く違う、予想しない利用といえます。さらに、閉鎖会社における株主の、支配に関する利益を全く顧みられないということになってしまいます。

そこで、今回の改正で明文化されたのが、譲渡制限をしている閉鎖会社のすべての株主は、法律上の権利として新株引受権を有しているということでありました。したがって、これまでのように会社支配権の争奪の道具として新株発行を利用するということは、これからはできないということになろうかと思えます。当然既存の株主の新株引受権を害するような新株発行は、明らかに法律に違反いたしますので、無効とされることとなります。

#### 5. 債権者保護のための規制強化

第1は、「最低資本金制度」の法定であります。

これまでの株式会社法は、特に最低資本金については法定していませんでした。ただ、たまたま発起人を7名以上必要とし、かつ額面株式を発行する場合には、5万円未満発行が禁止されている結果、理論上はどんな小さな会社も35万円にはなるというものでした。これが最低資本金のような印象を与えていましたが、これは最低資本金ということを全く意識した立法ではありませんので、この35万円という数字をもって最低資本金ということではできなかったわけです。それが、この度の

改正商法で、初めて最低資本金として1,000万円という数字を出したわけです。

実はこの最低資本金制度を導入すべきであるとするについては、随分古くから議論されてきました。債権者の担保となる会社財産が少ないにもかかわらず、他方で有限責任の利益を享受しようとするのは債権者保護に欠けるというのがその論拠です。しかし、1億円とか5,000万円という数字を設定しても有効だろうか、例えば、よく“過少資本”という言葉がありますが、これは業種や地域により異なるもので、一律に決めることには無理があるのではないかという反論や疑問も出されております。比較法的に見ても、確かにヨーロッパでは、最低資本金制度を設けている例も多いですが、アメリカでは特に最低資本金制度を設けていない。

ともあれ改正商法は、初めて株式会社について最低資本金制度を導入することになったわけですが、その趣旨は最低資本金額からすると、有限責任を旨とする株式会社制度を利用できる基礎的条件であるといつてよいと思われれます。つまり零細な資本での株式会社制度の利用を制限し、会社債権者をできるだけ保護するということにあるかと思ひます。

ただ1千万円という金額は小さいようで、影響が小さくないと思われれます。現在の株式会社の中で、特に増資をしなくても株式会社と名のれる会社数はそれほど多くはないはずで、増資をしなければ、有限会社などに組織変更しなければならぬ株式会社は、恐らく60万から70万社あるのではないかと思ひます。ちなみに、有限会社の場合には、最低資本金制度があり、その金額は10万円だったのですが、これを300万円に引き上げられております。

このように小さくない影響を及ぼす改正ですので、経過措置については十分な配慮が見られます。まず施行後5年間の猶予期間を設け、その間に増資をすれば、株式会社としての存続が認められることになりまふ。この間、

増資が出来ないときは、株主総会の特殊決議により、他の会社形態に組織変更することができます。なお、この場合、反対株主は会社に対して株式の買取請求をすることができません。この5年の間に増資も組織変更もしない会社は、休眠会社の整理に準じて取り扱われ、解散したものとみなされます。加えて、この度の改正商法は、それから更に3年の間に増資をすれば、再び株式会社と認めるし、組織変更をしたときは、その会社形態を選択する事ができるとしています。つまり増資のための猶予期間は合計8年間ということができます。

もっとも経過措置としては、さらに税法上の手当などをしていれば、1千万円に満たない会社にとって増資が容易であったと思われれます。すなわち会社資産の再評価を認め、増加分に対する税の優遇をすれば、増資に対する大きな誘導になったのではないかと思われれます。現に商法改正にあたっての国会の付帯決議では政府に対して検討するよう注文をつけています。

第2は、「発起人・取締役の責任強化」であります。

改正前の商法では、会社の設立の段階では、発起人だけが株式の引受担保責任や払込担保責任を負っていました。つまり、他の発起人や他の株式引受人の引受株式が残ってしまった場合には、発起人が連帯して引受ける責任を負っているわけです。また、払込がなされていない場合には、払込の未済の株式について払込をする責任を発起人は負うことになっています。

ところが今度の改正商法では、発起人だけではなく、設立後の最初の取締役も、発起人と並んで株式の引受担保責任や払込担保責任を負うことになったわけです。その意味では、発起人だけではなくて、最初の取締役も株式の払込については重大な責任を負うことになり、その分だけ会社の資本充実が図られるといつてよいといえます。



さらに、発起人や最初の取締役に新たな責任が加重されたことであります。これは、現物出資に関してであります。現物出資では、財産の価値が下落したり、あるいは予定していた価格が維持できない場合があるわけです。そうすると、資本充実の原則に反する場合、つまり、名目資本額は1,000万円ですが、出資された財産の評価額が、当初は500万円を予定したのが200万しかなかった場合、300万円の穴があいてしまう可能性があります。その300万をどういう形で補てんするか。この300万のてん補責任を、発起人と連帯して取締役が負いなさいとなったわけです。その意味では、発起人・取締役の責任というのは、とりわけ最初の取締役は今まで一切このような責任を負わなくてもよろしかったわけですが、この度の改正では責任が非常に強化されたといつてよろしいと思います。

第3は、「利益準備金の積立基準の変更」であります。

従来の商法でありますと、利益準備金については、その額が資本の4分の1になるまで、配当可能利益の10分の1以上を毎決算期ごとに当期積立準備金として積み立てなければいけないことになっていました。これは資本準備金と同様に、資本が欠損が生じた場合、それを充当していく機能を有するものでしたが、この度の改正でそれが強化されました。今までは現に株主に配当される額の10分の1でしたが、今度の改正法では、利益処分として計上されたものの10分の1以上ということになったわけです。すなわち、同じ10分の1でも分母が違い、今度は、役員賞与などを含んだ、利益処分の額の10分の1を積み立てなければならなくなったわけです。そういう意味では会社の中に準備金として内部に留保されていく財産がふえていくことになり、会社債権者の保護のためになっていくことになります。

#### 6. 資金調達規制の合理化

以上、小規模閉鎖会社の規制の合理化、会

社債権者の保護の規制強化に関する問題を中心にお話をしてきたわけですが、最後に、資金調達規制の合理化について若干触れたいと思います。

これについての改正は、大きく2つに分れます。

第1は、「数種の株式発行の弾力化」であります。

これには、例えば優先権、議決権のない株式、あるいは転換方式など、いろいろな種類の株式がありますけれども、その株式の発行については、通常の株式と比べて全く権利内容の異なる株式でありますので、これは一般の株主の利益に重大な影響を与えるということから、定款であらかじめ定めておくとか、株主総会の決議を得なければいけないという厳格な規制があったわけです。しかし、これではエクイティファイナンスが十分に、しかも機動的にできないということで、大枠は定めておくにしても、その中での発行は取締役会の決議だけでできるようにしておいた方がよろしいだろうという要請が寄せられ、そういう観点からこの辺については随分緩和いたしました。取締役会の判断にゆだねられた事項が非常にふえてきたといつてよろしいと思います。

第2は、「社債の発行限度の拡大」であります。

今までは資本および法定準備金の総額の範囲内となっておりますが、改正商法では、貸借対照表上の純資産額の枠の中で発行できるということになりました。ですから、今までよりは、その枠は広がったといつてよろしいと思います。

以上申し述べたこと以外も改正された事項があり、また有限会社法も、商法と同様の趣旨の改正が行われております。さらに、改正が先送りになった「貸借対照表等の商業登記所における公開」などの問題などもありますが、またの機会にお話できればと思います。

# 平成2年度行政書士全国研修会の概要

業務研修部 理事 佐藤 隆 一

1. 日程 平成2年10月16日～19日
  2. 場所 日本行政書士会館
  3. 主催 日本行政書士会連合会
  4. 参加者 全国の単位会より140余名と連合会担当役員が出席、当会から業務研修部の柴田政夫理事と同佐藤隆一が受講しました。
  5. 講義科目と講師
    - ▶第1日目(13:00～17:00)  
開講式が簡単に行なわれた後、講演に入りました。  
【講義科目】「行政書士法と行政書士をとりまく環境変化」  
講師 自治省行政局行政課  
主査 寺田 達史  
【講義科目】「住民票等の請求に関連する諸問題について」  
講師 自治省行政局振興課  
課長補佐 野村 正路  
【講義科目】「出入国管理及び難民認定法」  
講師 法務省入国管理局総務課  
総括補佐官 坂中 英徳
    - ▶第2日目(9:30～17:00)  
【講義科目】「会社の合併手続」  
講師 公正取引委員会経済部企画課  
課長補佐 三須 国雄  
【講義科目】「事業協同組合の設立」  
講師 全国中小企業団体中央会
    - 振興部副参事 大竹 和正  
【講義科目】「前払式証票の規制等に関する法律」  
講師 大蔵省銀行局中小金融課  
係長 春原 和彦
    - ▶第3日目(9:30～17:00)  
【講義科目】「行政手続法の制定にむけて」  
講師 総務庁行政管理局  
管理官 西村 正紀  
【講義科目】「電気用品取締法」  
講師 資源エネルギー庁公益事業部技術課  
企画班長 元橋 一之  
【講義科目】「旅券法改正」  
講師 外務省領事移住部旅券課  
木下 正孝
    - ▶第4日目(9:30～11:30)  
【講義科目】「消防法令上の手続」  
講師 消防庁予防課  
予防係長 向井 幸雄  
【講義科目】「倉庫業の許認可」  
講師 運輸省貨物流通局貨物流通施設課  
補佐官 石指 雅啓
- 以上11科目の講義で、講義終了後閉講式があり、全日程受講者に対し修了証が与えられ4日間の研修会が終った。  
講義科目を見てお分かりのように、「前払式証票の規制等に関する法律」、「電気用品取締法」、「倉庫業の許認可」等、北

海道の地域性からいって、業務に結び付くかどうか疑問な科目もありますし、又、講義自体は、短時間の中で法の概要を述べられるわけで、具体的な手続き方法については、各人の今後の学習に期待されているところです。

講義の詳細は、「月刊日本行政」を御覧頂くことにして、気の付いたいくつかの講義について報告致します。

尚、今回は、講義ビデオの貸出を行なうことになりましたので、希望する支部は、申し込まれると良いのではないのでしょうか。

自治省から2人の講師が来られ、「行政書士法と行政書士をとりまく環境変化」及び「住民票等の請求に関連する諸問題について」の講演がありました。

その一つは、行政書士の由来、行政書士法の変遷についての話がありましたが、日行連として、先に「法」第2条6号等いくつかの事項について意見を取纏めていますので、「行政書士法」に対する今日的な問題点について、多少でも自治省担当者の見解を聞きたいと思いましたが、行政の立場からは無理なのでしょう。そのような話にはなりません。現在行政書士が「行政書士法」に対してどのような問題意識を持っているかは、自治省担当者にも知ってもらふ必要があると思います。

二つ目は、住民票等の職務上請求書の悪用の問題です。国会での中東問題で多忙な中、時間を取って講演をして頂いたようです。

しかし、この問題は行政書士会員の社会的信用と品位の問題であり、行政書士会としての十分な対応を議論することが大切な事案ではなかったかと思えます。

「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成2年6月1日から施行）について講演がありました。

国際化といわれる今日、外国人の出入国管理、外国人の在留管理、外国人登録等に関する諸手続きは、今後拡大することになるでしょう。

出入国管理事務の「申請取次行政書士」の受講申請も来年度で一応の区切りをするようです。

出入国管理行政の出先機関「イミグレーション」に対応して、取扱う行政書士は地域的に偏ることになると思いますが、出入国管理事務を研究され、新分野として、皆さんに是非取り組んで頂きたいものです。

「会社の合併手続きについて」について講演がありました。会社の合併については、すべて、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の規制の対象になりません。

1. 禁止される合併
  - ① 競争の実質的な制限になる場合
  - ② 不公正な取引方法によるものである場合

具体的には、個々に判断することになりますが、「会社の合併等の事務処理基準について」（昭和55年7月15日）によって、判断されることとなります。

2. 届出手続きについて
  - ① 事前届出制が取られており、届出受理書が出されますが、届出日ではなく、書類審査後になります。（およそ7日程度になる）
  - ② 受理より30日を経過するまで合併禁止。（合理的理由があれば期間短縮もある。）

- ③ 届出義務者は、当事会社の連名、代理人の場合は、委任状が必要です。
- ④ 届出の時期は、合併契約後合併期日のおよそ40日前です。
- ⑤ 事前相談をしているので、正式届出前に公取委の判断を求めること。

届出書用紙、記載要領は、札幌国税局売店で販売しています。

「行政手続法の制定にむけて」の講演がありました。

統一的な行政手続法の制定の必要性は、第1次臨調答申（昭和39年）で取り上げられていますように、従前から提唱されてきたものですが、今日に至り、市場の開放の進展等により諸外国の企業や個人が、我国の法律制度に直接の当事者として関与する機会が拡大しており、これらの国際化の進展に対応する必要が生じるなど、統一的な行政手続方法制定は、実際の、現実的な要

請となっています。

又、行政に対する国民の信頼を確保することは、行政の基本であり、行政の透明性、公正性を確保するためのシステム作りは、行政改革の重要な課題の一つとなっています。

これまでの行政手続法は、各行政分野において、必要に応じて個別法により対応してきましたが、同種の処分であるにもかかわらず、事前手続を置いたり置かなかったりするなど不備不統一の面があるのは、行政書士として、書類作成時痛感することでもあります。

政府内の基準といったものではもはや対応し難く、明確な基準、すなわち立法化、それも統一的法制が必要であるということは、行政書士会としても歓迎するところでしよう。

以上

## プリペイド・カード法の概要

前払式証券の規制等に関する法律、いわゆるプリペイド・カード法は、平成元年12月22日法律第92号として公布され、平成2年10月1日から施行された。同法の概要は次の通りである。

**目的** 前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資することを目的とする。

**前払式証券の発行者の届出又は登録** (1) 自家発行型前払式証券の発行の届出（基準日未使用残高が一定額を超えることとなったとき）(2) 第三者型発行者の登録

**表示事項及び発行保証金の供託等** (1) 発行者は、一定の事項をその発行する前払式証券に記載しなければならない。(2) 発行した前払式証券の基準日未使用残高が一定

額を超えるときは、その2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託所に供託（金融機関による保証等に代えることも可能）しなければならない。

**監督** 前払式証券の発行の業務に関する帳簿書類の作成、報告書の提出等について所要の規定を設ける。

**前払式証券発行協会** 前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的として設立される前払式証券発行協会について所要の規定を設ける。

**経過措置** 商品券取締法上供託義務が課されていない前払式証券のうち、券面額が一定額以下のものについては供託義務を当分の間免除し、券面額が一定額を超えるものについては3年間で段階的に供託義務を課す。

# 法制定40周年記念式典

## 和と団結で発展に努める

村上  
支部長



▲ 式辞を述べる 村上支部長

室蘭支部主催の行政書士法制定40周年記念式典が去る10月12日、室蘭市のホテルサンルートで開かれた。

当日は、支部会員36名のほか、胆振支庁長、管内8市町村長、関係士業団体の代表など多数の来賓が出席して40周年を祝った。

開式のことば、物故者に対する黙とうのあと、村上支部長が「地域住民の信頼を深めるために、常に身を律し研鑽を怠らず住民の付託に応えていく。それが私たちの使命である」と述べ、また「この式典を契機として和と団結を実践し、士業発展のために努力したい」と、これからに向けての強い決意を示した。

続いて功労者に対する表彰が行われ、日行連会長、本会会長からの表彰状が日向寺



▲ 祝辞を述べる 照内胆振支庁地方部長

会長から伝達されたほか、支部の基盤づくりに貢献のあった会員30名に対し支部長から感謝状が贈られた。

この後、来賓祝辞に移り、照内胆振支庁地方部長（支庁長代理）、新宮室蘭市収入役（市長代理）、日向寺本会会長、伊奈札



▲ 日向寺会長から表彰状の伝達を受ける受表彰者

幌土地家屋調査士会室蘭支部長の各氏から心温まる激励のことばがあった。また、北川本会小樽支部長、菅原壮賢町長など多数の方々からの祝電も披露された。

式典終了後、祝賀会が開かれ、杯を交わしての和やかな歓談が閉会まで続いた。

本式典の受賞者は次の通り。

【日行連会長表彰】福田喜一郎

【本会会長表彰】業務歴20年以上の会員＝川岸留五郎▶支部役員経歴8年以上の会員＝村上清、柴田政夫、川村泰三▶補助者

＝江良由紀子、安井美智子

【支部長感謝状】業務歴20年以上の会員＝川岸留五郎▶役員経験者と現役員＝荒川隆志、津谷誠治、石川常次郎、竹内芳正、菅原繁治、福田喜一郎、沢野忠蔵、関安賢、田仲勇造、越山寛、宮崎繁雄、猪股静、佐藤義男、三戸部正朝、二本柳金吉、村上清、柴田政夫、斉藤龍三郎、畠山修、伊藤政雄、安井裕之、大堀与一、上原政次郎、土井伸、今野富夫、川村泰三、江良二三夫▶特別顕彰＝桑原浅之助、故金田豊昭

室蘭支部の法制定40周年記念式典の様子は、北海道新聞や室蘭民報の10月13日付朝刊で紹介された。

北海道新聞  
(1990.10.13)

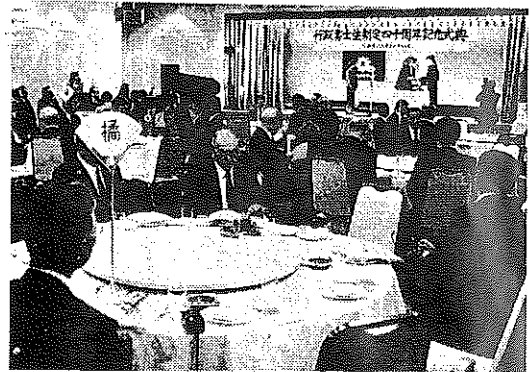
室蘭民報……▶  
(1990.10.13)

道行政書士会室蘭支部(村上清支部長)は十一日、行政書士法制定四十周年の記念式典を開いた。式典ではまず村上支部長が「地域住民と官公庁との

### 行政書士会が 40周年を祝う

福田さんらに表彰状

パイプ役として、今後も信頼されるよう、日々精進を重ねていきたいと思います」とあいさつ。続いて行政書士会室蘭支部の運営に力を尽くした同支部の最高年齢者、福田喜一郎さん84、伊達市元町に日本行政書士会連合会会長の表彰状が伝達されるなど、三十七人に表彰状や感



住民と行政のパイプ役として今後の発展を誓った行政書士法制定40周年記念式典

### 行政書士法制定40周年

### 室蘭で記念式典

行政書士法制定四十周年を祝う記念式典が十一日、室蘭市中島町のホテルサンルート室蘭で開催され、行政書士や関係者が集まり四十周年の歴史を振り返った。道行政書士会室蘭支部(村上清支部長)の主催で開催された式典には、同支部の会員三十八人をはじめ、室蘭、釧路、伊達などの行政機関や商工会の代表ら約七十人が出席。行政と住民のパイプ役である行政書士の歩みと今後の発展を祝った。

村上支部長は「住民と行政のパイプ役、住民の身近な相談役として今後も努力しよう」とあいさつ。会員らはますます重くなる行政書士の責任と今後の活躍を誓っていた。

謝状が手渡された。来賓の胆振支庁・照内宏地方部長ほか関係者四人が祝辞を述べた後、祝賀会に入り、出席者は四十年の歩みを振り返るとともに、今後の発展を誓い合った。

## 法制定40周年記念式典

## 地位向上に最善を尽す

山口  
支部長

▲ 記念式典で式辞を述べる 山口支部長と来賓として出席した日向寺会長（右）

旭川支部の行政書士法制定40周年と同支部創立30周年の記念式典が去る10月13日、午後3時から旭川市のパル三愛で開かれた。

式典は旭川市長、衆議院議員、友誼団体の代表など来賓12名と支部会員55名が出席し、厳粛盛大にとり行われた。

はじめに挨拶に立った山口喜義支部長は「社会の信頼と要請に応え、高い誇りとその責任を痛感しつつ社会的地位の向上に最善を尽す所存である」と決意を披露した。

この後、行政書士制度の発展と地域社会に貢献した会員に対する伝達表彰が行われ、日向寺本会会長から賞状と記念品が贈られた。

続いて来賓祝辞に移り、波岸裕光旭川市総務局長（市長代理）、古水久弘旭川労働基準監督署長、佐々木秀典衆議院議員、日向寺正幸本会会長の各氏から祝辞があり、

また、東峰征治上川支庁地方部長などの祝電も披露された。

式典は同3時55分、中平副支部長の閉式のことばで終了。

引き続き祝賀会が開かれ、これまでの歩みを振り返る和やかな歓談の時を過ごした。本式典の受賞者は次の通り。

【北海道社会貢献賞】高橋武次

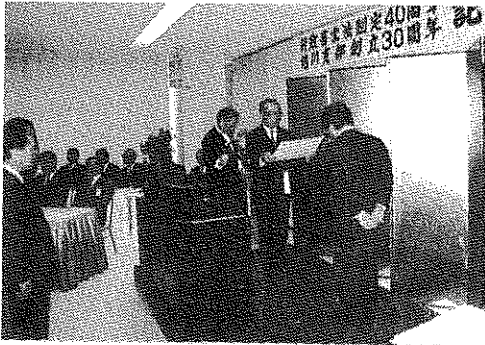
【北海道知事感謝状】古屋福治、西川正信、染川賢一郎

【日行連会長表彰】渡辺敬愛

【本会会長表彰】三井隆信、山田行雄、南利昌、三浦忠信、谷口正弘、伊東作一、室崎仁、渡辺敬愛、田井純二、山口喜義、佐藤隆一

【本会会長感謝状（補助者）】蛸島みゆき、高橋カツ、鈴木禎、鈴木登喜子、山口邦夫

旭川支部の記念式典のハイライト部分を  
写真で紹介すると――。



功労者に対する表彰状の授与



祝辞を述べる佐々木秀典衆議院議員



祝辞を述べる日向寺本会会長



祝賀会の一コマ

## 40周年を祝う

### 宗谷支部 中里氏ら3名を表彰

宗谷支部主催の行政書士法制定40周年記念式典が去る9月14日、宗谷市のホテル宗谷で開かれた。

川村大陸支部長の挨拶のあと、功労者に対する表彰が行われ、中里博、越政隆、阿部一源の各会員に表彰状と記念品が贈られた。

続いて来賓各氏から祝いと励ましのことがあり、また、本会からの祝電も披露された。

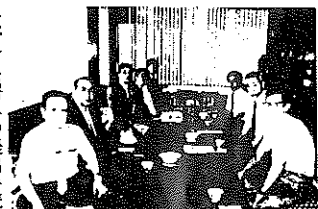
式典終了後、懇談会が開かれ、今後の行政書士の指針などについて話し合った。

宗谷支部の記念式典の様子は、地元紙の「マイ・シティわっかない」（9月28日）で紹介された。

#### 法制定四十周年 行政書士会

去る九月十四日ホテル宗谷にて、「行政書士法制定四十周年」の記念式典が、会員並びに関係官庁、来賓各位の参席のもと挙行されました。明治五年いわゆる「代書屋」と呼ばれ続けて来た業務も社会のすう勢に伴い、昭和二十五年現在

の「行政書士会」に改まったものです。行政書士会宗谷支部（支部長「川村大陸」）で開催された式典の席上、「多年に渡る会の要職と発展に尽力」された、中里博氏（枝幸）越政隆氏（稚内）阿部一源氏（稚内）の三名に北海道行政書士会より表彰状並びに記念品が伝達されました。行政書士は、諸々の許認可申請書、届書等の作成、官公署への提出手続きの代行、書類作成、相談を業務としておりますので気軽に相談下さい



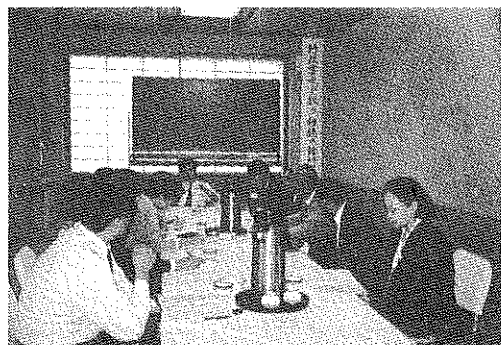


## 道東四支部交流会を訪ねて

編集委員 滝沢俊行

去る10月20・21日の両日、本会道東4支部（十勝、釧路、根室及び網走支部）合同の専門家交流会が開催された。

開催当日、会場に当てられた十勝川温泉「ホテル大平原」には開会前から地元十勝支部の会員をはじめ遠路北見や根室といった方面から多数の会員が集い、参加者のこの交流会に寄せる熱意が感じられる。定刻の午後1時、主催者を代表して十勝支部長の堀口登志雄先生が開会を宣し交流会が始まった。来賓の挨拶が続いた後参加者はただちに各分科会に分かれ専門分野の研修へと移る。



第2分科会の風景

第1会科会では「改正商法」をテーマに釧路支部の辰尾征良先生が解説された。最低資本金制度や会社設立手続といった改正項目が来年4月から実施されるとあって関心も一段と高く、40名に及ぶ参加者があった。当日受講された方々には実務的かつビジュアルなアイデア溢れる分厚いレジュメが配布されたが、それに加えて辰尾先生の実務に裏付けられた専門的な解説は参加者において感激せざるを得ないものであった。

第2分科会は、網走支部の杉山定憲先生が中心となり「相続・民事」問題をテーマに取り上げ行われた。行政書士が日常業務の中で遭遇する民事上の諸事件について事例を提示し、これについて参加者全員で討議し、問題の深化を図る形式を取った。

第3分科会では、本年4月1日に改正された「屋外広告物条例」に係る関係業務について、十勝支部の瀬尾朝則先生が講義をされた。この業務については行政書士の新たな業務分野になる可能性が高いものであることから、解説にも熱が入り、予定の時間を大幅に越える講義となった。

以上初日の3つの分科会に続き、翌日2日目には早朝から全体研修ということで中小企業診断士の石田邦雄先生を講師にお招きし、「サービスの心」と題する講演をしていただいた。石田先生は自らの開業経験談を交え、サービスの本質、根本を説いた。行政書士がともすればぞんざいになりがちな顧客に対するサービス心について示唆をされた。先生の弁舌さわやかな口調に参加者は自然と引き込まれ、話術の大切さも合わせて勉強させていただいたような気がする。

今次道東四支部の合同交流会については、講義内容の質の高さや参加者の勉学心の高さなど、どれを取っても成功したものであったと言えよう。本交流会を企画し、実施運営された十勝支部の会員に敬意を表したい。本会会員の団結や和といったことは、このような人々が底辺で支えて初めて実現できるものであると痛感した。これは多くの参加者が異口同音にしていた言葉である。

## 全国監察担当者協議会に出席して

監察部理事 高橋 富士雄

平成2年8月23日・24日の両日程にわたり、日本行政書士会地下講堂において開催されました。全国監察担当者協議会に出席させて頂きましたが、全般のまとめは日行連の会報214号で周知されるのですから私なりの所感として、所々を申し上げて報告の省略をお許し願います。

全国各単位会から、64名の監察担当者と連合会後藤佐会長ほか役員並びに岩城顧問弁護士、芦沢広報部長、鈴木運輸交通部長、日向寺法規部長等16名と事務局の方々を加えれば80名余が一堂に会し、協議会の目的に対し用意周到な対応でありました。

ご当局のご配慮に対し、感謝致しております次第であります。

開会のことば要員、植村副会長は台風14号のため間に合わず、名嘉監察部次長が務め、次いで◎後藤会長のあいさつでは、佐藤元会長の後継として努力したい事と監察担当重要な取り組みとしては、今後ともよろしくご協力願いたいこと等々、各地単位会各位特に遠路の部員の皆様方のご出席ご労苦のねぎらいの弁と、今後の課題に対する協議会を希い趣旨の目的達成と盛会を期したいと締められた。

◎山城監察部長のあいさつと担当部員の紹介後、監察部員司会者から日程と配付資料の説明があり、岩城武治顧問弁護士の「雇用行政書士の問題について」のタイトルで講演を受講することができました。

◎平成元年度実施における各単位会ごと

の今後の問題点として、実施した単位会の重点目標について、それぞれ集約されたものを監察部員からの報告があり、協議事項に入った次第です。

許認可手続無料相談・にせ行政書士排除月間の実施については、

- ①平成2年度実施同上の基本要綱（案）の策定について（監察部員）
- ②「行政書士110番」の実施について（広報部長）
- ③「ユーザー登録無料相談日」の設定について（運輸交通部長）

それぞれ提案と横の連係上の説明と要請が行われ、その具体的な活動方針等には熱心に協議され承認されている。

ただ、①の本年度の実施（案）は期間において（1）準備期間、平成2年9月1日から同月31日まで（2）実施期間、平成2年10月1日から同月31日までということであるから第2日目最終日に結びのことばで完全な実施に向けての協力要請の弁とあいさつがなされたので、関連として、北海道会の場合特種地域の事情を申し述べて（110番実施についても関連）座長取りなし、一部地区の事情による実施が認められた。

◎事例発表の段階では、「非行政書士排除に関する請願」これらの点について県議会議員を紹介議員としてスムーズに経過している単位会、PR等について、官公署窓口プレート設置の実現、又は単位会会員の人材依頼による報道機関の協力を得て経

\*\*\*\*\* お知らせ \*\*\*\*\*

費のあまりかからない、うらやましい実施要領も聴かされる等々、全国単位会請願採択一覧表を日行連監察部として資料提示されましたが、小職としては今後において感ずるところ多々あって勉強になりました。

なお、今般資料に一項目増やして、許認可手続無料相談・にせ行政書士排除月間の呼称変更に関するアンケート寄集が行われ集計されたので、次回までに改善案が提出されるであります。

以上

## 道路交通法施行令の一部を改正する政令

平成2年10月5日付政令第303号をもって、標記政令の一部が、概要次のとおり改正されました。

- 1 警察署長が交通事故に係る損壊物等を保管した場合における損壊物等の売却の手続等を定めることとした。(第26条の4の2関係)
- 2 放置行為の下命又は容認に係る自動車の使用の制限の基準を定めることとした。(第26条の6関係)
- 3 指示を受けた後1年以内に放置行為が行われた自動車の使用の制限の基準及び聴聞手続を定めることとした。(第26条の7及び第27条関係)
- 4 警察署長が工作物等を保管した場合における工作物等の価額の評価の方法を定めることとした。(第29条の2関係)
- 5 警察署長が転落積載物等を保管した場合における転落積載物等の売却の手続等を定めることとした。(第32条の2関係)
- 6 放置行為に係る基礎点数及び反則金の額を

引き上げるとともに、転落積載物等危険防止措置義務違反に付する基礎点数及び反則金の額を定めることとした。(別表第1及び別表第3関係)

- 7 警察庁組織令について所要の改正を行うこととした。(附則第4項関係)
- 8 その他所要の規定を整備することとした。

## 労務関係業務の取り扱いについて

にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間において、労務関係行政庁を訪問し、行政書士の労務に関する業務の実情を御伺いしたところ、未だ記名押印が充分ではない旨の指摘があった。該当行政書士の会員は再度確認の上、必ず労務定型のゴム印を押印し、更に職印捺印して書類提出することを励行して下さい。

なお、下記の文書は既に「行政ほっかいどう」120号、昭和55年9月20日発行に掲載され、現在も主旨は概ね変わりません。詳細は「月刊日本行政」102号及び164号を熟読すること。

※ 行政書士の会員は行政書士法施行規則第9条第4項に基づき義務とされています。

記

### 行政書士が労務関係の書類を作成したときの表示について

行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)により、行政書士の業務と社会保険労務士の業務とが完全に分離され、改正法施行日の昭和55年9月1日以降に入会した行政書士については、労務関係の書類を作成することができなくなりましたが、昭和55年8月31日までに入会してい

\*\*\*\*\* お 知 ら せ \*\*\*\*\*

行政書士は従前のおりこれらの書類を作成することができることは御承知のとおりです。

この度、日本行政書士会連合会においては労働省及び厚生省関係機関と協議の結果、本年8月末日現在の会員名簿を労働省及び厚生省の関係出先機関に提出することとなったほか、行政書士が労務関係の書類を作成したときの表示の方法について指示がありましたので、下記に留意の上取り扱いに誤りのないようにしてください。

記

1. 表示の方法

行政書士が社会保険労務士法別表第1に掲げる法令に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の

書類を作成したときは、行政書士法施行規則第9条第4項に規定する書類作成年月日及び記名押印に併せて次の要領により入会年月日を記入すること。

なお、ゴム印で表示しても、手書きでもよいことになっています。

(記載例)

入会年月日 昭和55年9月1日  
54. 8. 6 行政書士 北海太郎 職  
印

2. 表示箇所

書類の末尾又は欄外に表示することになっていますが、書類に余白等のないときは提出先の行政機関と協議し、その指定箇所に表示を行ってください。

## 一本会の主要行事

| 月 日       | 行 事 名                     | 時 間                                     | 開 催 場     |
|-----------|---------------------------|---|-----------|
| 2. 9. 26  | 北海道警察本部に対し車庫証明問題に関する要望書提出 | 10:00~11:20                             |           |
| " 9. 26   | 登録調査委員会                   | 16:00~17:00                             | 本会会議室     |
| " 10. 5   | 第2回車庫証明対策特別委員会            | 13:00~17:00                             | "         |
| " " 6     | 全道支部車庫証明業務実務者会議           | 10:00~17:00                             | 雪印健保会館    |
| " " 9     | 北海道警察本部交通規制課と車庫証明業務打合せ    | 11:00~11:40                             |           |
| " " 11    | 第2回業務研修部会                 | 13:00~17:00                             | 北海ホテル     |
| " " 15~16 | 中間監査<br>(監査講評)            | 9:00~17:00<br>9:00~15:00<br>15:00~16:30 | 本会会議室     |
| " " 30    | 登録調査委員会                   | 15:00~18:40                             | "         |
| " 11. 4   | 四士業打合せ会議                  | 18:00~20:00                             | 第一ホテル     |
| " " 7~8   | 全国登録事務担当者会議               | 13:00~17:00<br>9:30~12:00               | 日本行政書士会館  |
| " " 12~13 | 全国VAN担当者会議                | 13:00~17:00<br>9:30~15:00               | "         |
| " " 15~16 | 全国運輸交通担当者協議会              | 13:00~17:00<br>9:30~12:00               | "         |
| " " 16    | 全道専門的業務取扱者世話人会議           | 13:00~17:00                             | 警察共済エルム会館 |



北海道会の発展を憂う会員より

本紙 179 号（平成 2 年 7 月 25 日）「編集室」の意見に対して、公務経歴で入会された会員で集う「法友会六号部会（世話役代表札幌支部菊池昌男会員）」から、批判的な見解が提起されました。

同会の了解を得て、上記会の見解を掲載しました「法友」第 31 号より転載しました。

人間商売も<sup>よわい</sup>齢を重ねるにつれ、過去の経験が<sup>ひぼう</sup>邪魔して一寸の誹謗や中傷には余り関心を示すことはないが、7 月 25 日発行の会報「行政ほっかいどう」に掲載されていた T 先生の記事を拝読して気になる文言を目にした。

曰く「残念なことに私達の会員の中には、年金生活者や他業者（他士業との兼業者ではない）を中心に、名刺代わりに「行政書士」を名乗っている会員が水ぶくれ的に存在している。これらの人々に共通して言えることは「行政書士」の仕事をしなない。できない。やりたくない。の三ない主義者で、行政書士のイメージを著しく損ねている人々である。」と言うものである。

「年金生活者や」とは、誰を指すのですか？人間はいずれ老い、我国では 65 才以上になれば必然的にこれに該当することになる。

行政書士会員は、関連法律が改正されそれによって私達が不利な立場に立たされる都度、会員は団結して云々と人の和の重要さを強調されている現状からみて、同士を中傷・誹謗することが、北海道の本来の姿なのか？強い疑念を抱くとともにこのような発想を悲しむものである。

我々国民の最高の規範である憲法では確

かに言論の自由が保障されているが、この自由な人権の行使も、他人の人権の犠牲のうえに行使する人権の乱用を禁止していることは周知の事実である。また、同法は経済的自由権として職業選択が財産権の不可侵（第 29 条）とともに自由な経済活動の基盤として保障されている。年金受給者として経済的な自由権を求め行政書士を名乗りこれを名刺に印刷することが何故不可なのでしょうか。不可とする論調は当を得たものと言ひ難い。

たわごと」として記述したが、同士を誹謗することなく、中傷することなく、人の和を大切にしながら会員相互の信頼を保持しつつ益々業界発展のため一致団結して奮張ろうではありませんか。

（注）本件に関する六号部会世話役会の見解について

この度の T 先生の記事に対し、当法友会六号会員は、受給額の多寡はあれど全員年金受給者（受給有資格者を含む）である。それで「年金生活者や云々」というのは我々「年金受給者」に対する誹謗・中傷と受けとって憤慨した方が多く、六号部会として何等かのアクションを起こすべきでないかとの意見があったので、去る 9 月 23 日（日）09：00 から六号部会臨時世話役会を部会長である菊池先生の事務所で開催しこの問題の取扱いを討議したが、その結果として、T 先生の記事は権威と良識のある会報「行政ほ







## 編集後記

▶北風がトントンと戸を叩き、冬の訪れを告げてまわる。冬、それは四季の中でも最も長く、そして厳しい季節である。だが、この地に住む私たちはこの厳しさにただ耐えるだけではなく、冬と上手に付き合い、楽しく過ごすことを考えたいものである。

▶今号では業務資料として「改正商法について」を掲載した。これは「行政書士とうきょう」に載ったものであるが、東京会の了承を得て転載させてもらった。商法は民法や行政法と並んで行政書士業務の中心をなす法律の一つである。特に今回の商法改正は我々の実務に直結する内容となっているので、是非本稿を一読し、法務業務の資料としていただきたい。

▶10月20・21の両日、十勝管内の音更町で道東四支部合同の専門者交流会が開催された。この交流会には四支部から多数の会員が参加、初日は3つの分科会に分かれて専門的な研修が行われ、二日目はプロのコンサルタントを招いて参加者全員が“サービスの心”を学んだ。ところで、この交流会は専門者の一層の能力向上を図ることを目的として開催されているもので、その成果が期待されている。そこで、本紙ではこの交流会の様態を直接取材し、会員の皆さんに紹介することにした。16頁に掲載した「道東四支部研修会」がそれで、滝沢編集委員が現地へ飛び取材に当たった。

▶月日のたつのは早いもの。今回お届けする11月号が今年最後の会報となる。そこで、今回はこの一年間に発行された会報の中から印象に残った“ことば”をいくつか拾ってみた。

「私の持論であります、英国の弁護士制度には法廷弁護士と法廷には立たない事務弁護士があります。我が国の制度に置き換えるならば、事務弁護士に相当するのが行政書士であります。従って私共行政書士すべてがそれ相当の自覚と器量を持たなければならないと思います」（日向寺会長、1月1日付会報、新年の挨拶の中で）

「社会情勢が変化した現在、いまだに一枚作成していくらの報酬形態は、今後、早急に

解決しなければならない問題の一つと考えます」（後平副会長、1月1日付会報、新年の挨拶の中で）

「行政書士の年間収入は約250万円程で（この半分は経費でしょう）、零細副業程度しか得ていない姿です。私共は集まるとお互いに市民の法律家だ、エキスパートだなどと自己礼賛をしているが、これでは進歩がありません。この辺で既存の概念を全部否定して、自由な立場で議論をしてみませんか。行政書士会という組織の中ではそのような話題について議論をすることは不可能です。全くフリーな視点から、零細職業集団からの脱却について真剣に議論してみたいと感じているところです」（坂下常任理事、1月1日付会報、新年の挨拶の中で）

「自動車業界と突っ張り合っているだけでは解決しないので、互いの業界が共存する方向で話し合うことにした。この問題は来年度中にはめどをつけたい」（畑日政連幹事長、9月11日、道地協との打合せ会で法改正問題について）

「東京会々員の戸籍謄本横流し事件は、人権問題に発展し国会でも取り上げられる可能性がある。自治、法務の両省も態度を硬化させており、戸籍謄本の職務上請求制度から行政書士をはずすべきだとの声も出ている。はずされるかどうかは現在のところ五分五分の状況である」（平野日行連事務局長、9月11日、道地協との打合せ会で）

「法的社会は未成熟である。国民のニーズに応え社会を発展させていく必要があり、これは士族の使命である」（伊藤札幌司法書士会会長、9月11日、法制定40周年記念式典の来賓祝辞の中で）

「やる気さえあれば仕事はついてくる」

（渡辺本会初代会長、9月19日、会報編集委員のインタビューに答えて）

（森 一雄）

## 日政連北海道支部だより

### 政連の会費を納めましょう

#### 「政治連盟は行政書士の利益を めざして活動しています」

日政連では、許認可業務の「代理権」獲得を命題とする「政書士法」の改正及び「道路運送車両法改正阻止」に向けて、いま現在懸命の努力を致しています。

機会あるごとに政連の活動を充分認識頂き協力を得ますことをお願いしているところではありますが、未だ会費の御送金が遅れている方が見受けられますことは残念なことであります。

払込用紙は、会報5月号に同封して送付していますが、紛失されました方は御一報願います。

◎ 年 会 費      3.000 円

振替貯金口座 小樽4-2424

日本行政書士政治連盟北海道支部長 日向寺 正 幸

### ～年計報告を至急お出し下さい～

—総務部—

このことについては、6月13日及び10月1日並びに10月26日の3回にわたり、必ず提出するようお願いしましたが、未だに未提出の会員がおられますので会として統計業務に大きな支障を及ぼしております。業務量の有無にかかわらず、必ず提出するようお願いいたします。

’90.11.第181号      平成2年11月25日発行

発行人      日向寺 正 幸  
編集人      坂 下 尊  
発行所      北海道行政書士会  
印刷所      谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138  
郵便番号 060  
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)  
北 海 道 銀 行 本 店(当 19116)  
取 引 銀 行 北 洋 銀 行 本 店(普0742651)  
札 幌 銀 行 本 店(普 389444)  
振 替 口 座 小 樽 3-8224番